

(1) 短期入所生活介護の利用料

【基本部分：併設型短期入所生活介護費（従来型個室）】

利用者の 要介護度	短期入所生活介護費（1日あたり）	
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の1割）※（注2）参照
要介護1	5,840円	584円
要介護2	6,520円	652円
要介護3	7,220円	722円
要介護4	7,900円	790円
要介護5	8,560円	856円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【基本部分：併設型短期入所生活介護費（多床室）】

利用者の 要介護度	短期入所生活介護費（1日あたり）	
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の1割）※（注2）参照
要介護1	5,840円	584円
要介護2	6,520円	652円
要介護3	7,220円	722円
要介護4	7,900円	790円
要介護5	8,560円	856円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	1,840円	184円
緊急短期入所 受入加算	要件を満たした上で緊急の受入を行った場合 （1日につき）	900円	90円
看護体制加算（Ⅰ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 （1日につき）	40円	4円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ（イ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 （1日につき）	180円	18円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※（注3）	1月の利用料金 （基本部分＋各種 加算減算）の8.3%	左記額の1割

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金
長期利用者に対する 減算	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生 活介護事業所に入所している利用者にサービ スを提供した場合	300円	30円

(2) 介護予防短期入所生活介護の利用料

【基本部分：併設型介護予防短期入所生活介護費（従来型個室）】

利用者の 要介護度	介護予防短期入所生活介護費（1日あたり）	
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の1割）※（注2）参照
要支援1	4,370円	437円
要支援2	5,430円	543円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【基本部分：併設型介護予防短期入所生活介護費（多床室）】

利用者の 要介護度	介護予防短期入所生活介護費（1日あたり）	
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の1割）※（注2）参照
要支援1	4,370円	437円
要支援2	5,430円	543円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	1,840円	184円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ（イ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 （1日につき）	180円	18円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※（注3）	1月の利用料金 （基本部分＋各種 加算減算）の8.3%	左記額の1割

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(3) その他の費用

食 費	<p>1日につき1,440円。 (ただし、朝食380円、昼食600円、夕食460円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。)</p> <p>※「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、1日の食費の合計額と、認定証に記載されている負担限度額を比較して少ない方の金額です。(朝食380円、昼食600円、夕食400円とします。)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第1段階</td> <td style="text-align: center;">第2段階</td> <td style="text-align: center;">第3段階</td> </tr> <tr> <td>1日につき</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">390円</td> <td style="text-align: center;">650円</td> </tr> </table>		第1段階	第2段階	第3段階	1日につき	300円	390円	650円				
	第1段階	第2段階	第3段階										
1日につき	300円	390円	650円										
滞在費	<p>従来型個室(1日につき) 1,800円 多床室(1日につき) 840円</p> <p>※「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、認定証に記載されている負担額です。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第1段階</td> <td style="text-align: center;">第2段階</td> <td style="text-align: center;">第3段階</td> </tr> <tr> <td>従来型個室(1日につき)</td> <td style="text-align: center;">320円</td> <td style="text-align: center;">420円</td> <td style="text-align: center;">820円</td> </tr> <tr> <td>多床室(1日につき)</td> <td style="text-align: center;">0円</td> <td style="text-align: center;">370円</td> <td style="text-align: center;">370円</td> </tr> </table>		第1段階	第2段階	第3段階	従来型個室(1日につき)	320円	420円	820円	多床室(1日につき)	0円	370円	370円
	第1段階	第2段階	第3段階										
従来型個室(1日につき)	320円	420円	820円										
多床室(1日につき)	0円	370円	370円										
送迎費	<p>通院や入院等の移送サービスを行います。 車代等の実費相当額をご負担頂きます。</p>												
理容代	<p>毎月1回理髪師の出張による理髪サービスをご利用頂けます。 実費を頂きます。</p>												
その他	<p>歯ブラシ等日用品不足分の購入を代行させて頂くことがあります。 購入代金をご負担頂きます。</p> <p>その他短期入所生活介護の中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。</p> <p>[例] ・電気毛布(持込) 電気料 1日につき 20円 ・テレビレンタル料 1日につき 60円(電気料込) ・コピー代 1枚につき 10円</p>												